

各種引当金を積むべきか（検討メモ）

（１）課 題

財政負担の平準化等の観点から、退職手当や府有施設の修繕・改修など、多額で、かつ、将来確実に発生すると考えられる負担に対して、一定のルールに基づき、計画的に引当金（基金）を積み、留保しておくべきか。

（２）引当金について

①引当金とは

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。（企業会計原則注解）

⇒引当金計上の目的は、将来の特定の時点において実現する費用や損失を、その原因の生ずる期間にあらかじめ見越し計上することにより、①各期の損益計算の正確を期するとともに、②将来の支出に備えて財務的準備を行う点にある。

②企業会計における主な引当金

貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給付引当金、修繕引当金、損害補償損失引当金 など（ は、法人税法上の引当金）

（３）論 点

①自治体と民間はどこが違うのか

- ・企業会計が「発生主義」であるのに対し、公会計は「現金主義」
- ・事業活動の実施と収入が直接連動していない など

②官庁会計に引当金だけを導入することには無理があるのではないか。

⇒発生主義に立つならば、複式簿記や減価償却などもセットで導入すべきではないか
⇒引当金だけを導入するならば、単なる基金の設置と同じではないか

③厳しい財政状況

⇒今後新たに引当金を積むとなれば、さらに要対応額が拡大するが、対外的に理解を得られるか。

④引当金を積む場合の課題

⇒積立て、取崩しのルールをどうするか。
⇒過年度分をどう扱うか。（18 B Sにおける退職給与引当金の額は 9,350 億円）